

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正の概要について

1 一部改正の経緯

従来、サービス提供の前提となる人員基準・設備（施設）基準とサービス提供についての運営基準は、一律に厚生労働省令（国の基準）で定められていましたが、平成 24 年の制度改正に伴い、これらの基準については川崎市が条例制定しております。

平成 28 年 2 月 5 日に厚生労働省において、施設基準等についての各省令が一部改正されたこと等に伴い、本市におきましても関係条例の改正を行うものです。

2 主な改正内容

●養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するもの

●特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、従業者を置かないことのできる地域密着型特別養護老人ホームに併設される事業所に指定地域密着型通所介護事業所を加えること等のため改正するもの

●居宅サービス

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定訪問介護事業者が訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の基準を定めること、利用定員が 10 人以下の指定通所介護事業所における従業者の配置に係る規定を整備すること等のため改正するもの

●地域密着型サービス

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型通所介護の事業に関する基準を定めること等のため改正するもの

●介護予防サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業に関する基準を整備すること等のため改正するもの

●地域密着型介護予防サービス

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、介護予防認知症対応型通所介護に係る基準に運営推進会議を設置することを加えること等のため改正するもの